

T O K I W A L A W O F F I C E

GIVERS gain

2015 AUTUMN

vol. 3



ホームロイヤリーという選択

「高齢者被害という社会問題」

法律相談を数多く受けさせていたただく中で、もともと早く相談に来てくれていれば・・・と思うことが多い。

もつとも、実際に依頼に来られる方の大半は「弁護士は紛争が生じた後にお願いますもの。」という考えが根強い。

弁護士側の、現実に発生してしまった、民事紛争を訴訟や交渉・調停によって解決したり、刑事事件において逮捕されてしまった被疑者を弁護することは長けているが、何も紛争が生じていない状況では「まだ何もすることがない」という理由で受任を避けてしまう。

しかし、何もすることがないというのは、弁護士サイドの大きな誤解である。

今後、日本は超高齢化社会を迎える。振込詐欺に代表される高齢者を狙った消費者被害は後を絶たない。振込詐欺は、暴力団による組織犯罪であるから、

合、どうしても自社への預金や自社の扱う投資信託の契約を強く勧誘される。結果、高齢者が自分に使い勝手の良い金融機関を選択することができない事態が生じる。

一方、弁護士は、信託銀行等と異なり、預金を集めることを商売としていない。そのため、何か勧誘をするということはなく、きわめて中立な立場で高齢者の選択を尊重することができる。

「継続相談で生まれる安心感」

高齢者の理想を実現するためには、弁護士と高齢者の信頼関係の構築が最も大切である。初めて会った弁護士に何かを依頼するという場合、言いたいことの半分も言えないという人が多い。

当事務所では、ホームロイヤリー契約を



被害にあった後にお金を取り戻すことは容易ではない。事後の対応では、高齢者の権利を擁護できないのである。悪徳業者による消費者被害は、手口も多様化しており、今後とも根絶は難しいと思われる。

今、表面化している事件すら氷山の一角であり、我々の知らないところでは、高齢者が悪徳業者の食い物にされているケースが相当数あると思う。

だとしたら、高齢者各自が未然に被害を防ぐしかない。そのような高齢者の法的ニーズに答える受け皿はこれまでなかった。

「ホームロイヤリーの考え方」

ホームロイヤリーとは、超高齢化社会を迎えるにあたって、高齢者の法律事務をオールマイティに行う弁護士のことである。これを日本弁護士連合会では、かかりつけ医になぞらえてホームロイヤリーと呼んでいる。

よく考えてみると、会社の顧問弁護士

締結させていただいた場合、原則、弁護士がご自宅を訪問し、高齢者の方の「話し相手」になる。これには二つの狙いがある。

一つ目は、継続的に面会することで相互の信頼関係を築くことである。

ちまたで、エンディングノートが流行っているが、これを一人で作る作業はなかなか難しい。ホームロイヤリーはそれを依頼者の方と二緒に作り上げることが可能である。日本弁護士連合会では、それをエンディングノートとは一線を画すものとして、ライフプランノートと呼んでいる。ライフプランノートには、高齢者の親族情報、財産管理情報、医療・介護・福祉の利用状況、リビングウィル、希望する財産管理の方法、死後の遺産の分け方、葬儀方法など多岐にわたる高齢者の意向を弁護士が聞き取り、文書化する。

それは、いわば依頼者のための法的カルテであり、継続的に作り上げていくしかない。しかし、作成し始めれば、高齢者の法的サービスを全面的にバックアップする最強のツールとなる。

「自宅訪問ゆえに未然に最適な法的手段を取れる」

二つ目は、普通の会話の中に、高齢者の方が消費者被害にあっていないか、判断能力が低下していないかなどに気づく、きつ

という仕事はかねてより存在した。そこでは、予防法務という概念によって、会社のトラブルを未然に防いでいたのである。

ホームロイヤリーでは、予防法務の対象が、会社から高齢者に変わるだけであるから、弁護士が他の同種のサービスに比べて、圧倒的に予防法務のノウハウを有していることは明らかである。

例えば、会社を経営している高齢者には、自分が引退・他界した後の会社経営が大きな関心事である。それには、事業承継、相続を含めた正確な法的知識が不可欠である。

また、高齢者にとって、遺言作成は自身の財産をコントロールする二つの手段ではある。しかし、自分が判断能力を失ってしまう、財産が流出してしまえば、遺言も絵に描いた餅である。その場合、主たる遺産を相続させたい人との間で任意後見契約を締結しておけば、財産の流出を防ぎつつ円滑に遺産を承継させられる。これも弁護士の仕事である。



かけがあるからである。

高齢者は自ら被害にあっているという認識が無く、自らの判断能力が低下しているとは思っていない。そのため、電話だけで話を聞いてもなかなか真実は見えてこない。

この点、ご自宅を訪れば、一目瞭然である。すなわち、それまで見たことのない大きな買い物をしていれば、ご自宅を訪問時に自然と目につくので、消費者被害を察知することができる。ご自宅での生活状況をみれば、電話では分からない色々な視覚情報を通じて、高齢者の判断能力についても察知することができる。可能性が高い。これは、高齢の親を残して仕事で遠方に行かざるを得ない、ミドルエイジの方にとっても、親の安否確認の手段として最良であると考えている。当事務所では、ご要望があれば、面談結果の概要をご子息に連絡するサービスも実施している。

「信託銀行ではなく 弁護士に頼むメリット」

信託銀行は、財産管理だけはしてくれが、高齢者の代理人ではないので、金融機関（他行）、行政手続、福祉機関に対する手続きをどうしても本人がしなくてはならない。これは高齢者にとって相当な負担である。

この点、弁護士であれば、代理権を有することから、成年後見申立はもちろんのこと、役所への各種届け出や、金融機関とのやり取りなども、全て法律事務所で行うことができる。

また、信託銀行の場



「ホームロイヤリーの費用」

当事務所では、依頼者のご要望に併せてオーダーメイドのプランを用意している。

毎月1回定期的に訪問面談をするプラン。訪問面談は、年間の合計回数だけ定め、依頼者のご希望の時間にお伺いするプラン。訪問面談は不要だが紛争に巻き込まれた時のあらゆる法的対応費用を含めるプラン。訪問面談に加えて、紛争に巻き込まれた時のあらゆる法的対応費用を含めるプラン（※公正証書作成などの実費は別途かります）等々である。

それぞれの費用は各種プランの組み合わせに応じて月額1万円〜5万円程度である。ホームロイヤリー契約に興味のある方は、まずは当事務所までご連絡ください。各種プランをご覧いただき、金額・内容を含めて、一人二人のニーズに沿ったホームロイヤリーをご提案致します。

ホームロイヤリー費用は
オーダープランに応じて
月1万円～5万円



顧問先探訪

— 神奈川県自動車交通共済協同組合 —

今号の顧問弁護士
ご契約企業様

神奈川県
自動車交通
共済協同組合 様

昭和46年、中小企業等協同組合法に基づき、国土交通省関東運輸局の認可を受けて設立された神奈川県のトラック交通共済組合です。トラック運送事業者に的を絞り、自動車共済(保険)を提供されています。



神奈川県自動車交通共済協同組合との仕事の内容

(常磐) 私は、御社から顧問のお話を頂く前から、御社の交通事故案件の共済金支払に関する交渉や訴訟代理を行って参りました。現在も、同種の事件処理が一番多いですが、最近では、他の法律相談も増えましたね。

(専務) そうですね、特に、コンプライアンスに関するアドバイスをよく頂いています。私は、今から43年前に、共済に入社しましたが、当時は、就業規則といったものはなく、慣例や前例で対処することが多かったものです。しかし、最近では法整備も進み、セクハラなど、社会問題となる新しく前例のない問題が出てくるようになりました。時代に合わせた、職員のための労働環境の整備は、職員の定着のためにも必須だと感じています。

(常磐) 御社の労働環境の整備は、とてもしっかりされていると思います。コンプ

には、損害費目等もお伝えするのでしようか？

(補償部) はい。組合員の関心事に沿って、細かくお伝えしています。損害費目・金額はもちろんのこと、治療日数、職業等もお伝えしています。修理費が何故こんなにかかるのかということにご関心があれば、それに応えられるようご案内します。裁判所の和解案に必ず出てくる「調整金」のご説明は難しいですね。

(常磐) そうなんです。そこまで詳しくご説明しているとは思いませんでした。一般の保険会社では、支払総額を知らせる葉書を送るだけのところが多いですよ。

(専務) 共済としては、修理日数等をデータ化して、検証できればと思っています。(常磐) 当事務所においても、相手方からの請求をどれだけ減らせたかについて、データ化して検証したいですね。

(常磐) 懇談会で、運送業界の業界紙である「物流ウィークリー」の方との交流ができました。その方によると、運送業界では、労務関係で苦勞されている方が多いようですね。

(専務) そうですね。労務関係のお悩みはよく聞きます。

(常磐) 労務関係は、当事務所でも取り

ライアンスの相談をきっかけに、私も御社の仕事に対する理解が深まりました。何かございましたら、また、ご相談下さい。

(常務) 私は、これまで営業畑を歩んできまして、最近になってから、補償部(共済金支払にかかる部署)をよく見るようになりました。そこで感じたことは、意外と、弁護士がからむ案件が多いなというものです。最近、相手方にすぐ弁護士がつくようになりましたね。

(常磐) 弁護士特約が浸透した影響でしようか。昔は、暴力団関係者が相手のときに、弁護士を入れることが多かったですよ。私も昔、交通事故案件の交

扱っておりますので、お悩みの方がございましたら、ぜひご相談下さい。

今後期待していること

(常磐) 今後、当事務所に期待していることがあれば、教えて下さい。

(専務) 交通事故対応はもちろんのこと、先ほどから話に上がっている、社内の労働環境整備などをお願いしたいですね。マイナンバー、情報漏洩等、新しい法律についても、教えて頂きたい。

(補償部) 民法改正や賠償のトレンドについて、情報共有したいですね。今後も、適正な賠償を迅速に行えるよう、タッグを組んでいきたいと思っています。

(常磐) そうですね。民法改正等、新しい法律について、フィードバックする機会についても、引き続き、ご相談に上がらせて下さい。

(常務) 当組合でも弁護士特約が10月1日から始まりますので、常磐先生をご紹介させて頂こうと考えています。紹介する我々にも責任がありますから、しっかりとお願いしますね。

(常磐) 身の引き締まる思いです。今後とも、ご期待に添えるよう、頑張らせて頂きます。本日は、誠にありがとうございました。

涉で、暴力団関係者に、ファミレスに呼び出されたことがあります。

(補償部) 暴対法の影響でしょうか。最近はおそらくなくなりましたよね。

(専務) 暴力団は減りましたが、最近は一般向けの交通事故賠償の本が多くなり、また、インターネットにも情報が氾濫していることから、聞きかじりの間違った知識に基づいて話してくる人が増え、交渉がしにくくなりましたね。

(補償部) 共済金は適正に支払われなくてはなりません。高度に法律的な判断が求められる事案については、先生方のお力をお貸しいただきたい。

地区別懇談会について

(常磐) 今年の6月から7月にかけて、御社の組合員の地区別懇談会に、初めて参加させて頂きました。そこで、「最近の賠償事故の傾向について」と題し、対人高額賠償事案の賠償額算定の仕組みに関する講演をさせて頂きました。が、組合員の反響はいかがでしたか？

(専務) これまでは、事故防止を目的とする、ドライバーに向けた講演を行ってききました。しかし、懇談会にいらっしゃるのは、運送会社の経営者の方々がほとんどですから、講演内容を変えたいなと思っていたところでした。賠償額算定

の仕組みについては、経営者の方々にもご興味のあるところですし、よくご理解頂けたのではないかと思います。(常磐) 全地区を巡るのは大変でした。参加させて頂いて、地区別の雰囲気がよくわかりました。必ずや今後の仕事にプラスになると思います。(常務) 私は、今回の講演をきっかけに、賠償関係について本格的に勉強できたと思います。これまで、「損害を抑える」と聞いても、何を基準に抑えているのかピンときませんでした。でも、今回の講演で、多様化しているその仕組みがわかり、補償部職員の苦勞がよくわかりました。

(常磐) 共済金支払いの際、組合員の皆様



注目の判例

平成24年9月に、横浜地裁相模原支部で、運送会社の従業員4名に対して、合計約4300万円の未払割増賃金請求及び付加金の支払いが命じられ、話題になりました(平成22年(ワ)第682号)。とくに、従業員を雇用されているお客様、管理職にあるお客様にはご参照頂くべき裁判例と考え、この機会に上記裁判例と対策について簡単にご説明したいと思います。

事案としては、運送会社にトラック運転手として雇用され配送業務に従事していた原告4名が、法定外の時間外労働等を日常的に行っていたと主張し、被告会社に対して未払いの割増賃金等の支払を求めるとともに、上記未払いの割増賃金と同額の付加金等の支払を求めたものです。

橋本 信行 弁護士

会社側は、従業員がトラックから離れられない状況での待機時間や、配送伝票が出て移動を開始するための待機時間を休憩時間として扱っており、勤務時間に算入していなかったのですが、これが判決により事後的に勤務時間と認定された結果、遡って支払いが命じられ、さらに、付加金や遅延損害金が発生しました。

なお、このような待機時間に従業員がトイレやコンビニに行ったりしていたとしても、それをもって当該時間を休憩時間とすることはできないとされました。

労基法の定める消滅時効や除斥期間により、訴え提起時から遡って2年以上前の請求については棄却とされましたが、それでも本件は、4名で約4300万円という高額な支払いが命じられる結果となりました。なお、本件は企業側から控訴されましたが、控訴審の東京高裁で平成26年7月に、原審に沿った内容での和解が成立しています。

対策

このように、従業員が実際の稼働はしていないように見えても、状況をみてすぐに動かなければならない等の状態での待機時間は、事後的に裁判所から勤務時間とみなされ、その結果、割増賃金・付加金等の支払いが命じられる可能性があります。

この事例を踏まえ、雇用主としては、労働者の労働実態を正確に把握した上で、現在の運用において休憩時間として扱っている時間についても、いざ争われた際には実質的に勤務時間であるとの判断を受けるのではないかと、という点について、より慎重に吟味してみる必要がありそうです。